

ふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等卒業時の地元就職と若年者のU J Iターンによる就職の促進を図り、都市部から人口減少が見込まれる県内5地域（北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）への人材の環流並びに同地域内に所在する中小企業の優秀な人材の確保を支援するため、中小企業事業主が負担する面接等に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 「中小企業事業主」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者、旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下の者、ソフトウェア業及び情報処理サービス業については、資本規模3億円以下又は従業員300人以下の者

二 従業員の数が100人以下の社会福祉法人、医療法人

3 「対象地域」とは、北播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域をいい、各地域に所在する市町は、県民局及び県民センターの設置に関する条例（平成12年3月28日兵庫県条例第5号）第2条に定める北播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局の所管区域とする。

4 「新規学卒者」とは、学校教育法（昭和22年3月31日法律26号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校における専門課程を当該年度に卒業する者をいう。なお、新規学卒者の出身地及び居住地は問わない。

5 「U J Iターン就職希望者」とは、対象地域外に居住する者で、対象地域内の事業所に再就職又は就業を希望する者をいう。ただし、採用予定時点で45歳未満の者に限る。

6 「不正受給」とは、故意又は重大な過失により交付申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、交付申請書の記載誤りが故意又は重大な過失によらないと認められる場合はこの限りではない。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、対象地域内に本社又は主たる事業所（実質的な本社をいう。）を有する中小企業事業主であることとする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、前条の要件を満たす中小企業事業主が新規学卒者及びU J Iターン就職希望者（以下「助成対象者」という。）を正社員として採用することを目的に、対象地域内に所在する事業所等において面接等を行う場合に、当該助成対象者に対して支給した面接地までの往復の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊費に限る。）とする。ただし、新規学卒者に対して行う面接は、当該年度の6月1日以降に実施したものに限る。

(助成額)

第5条 助成額は、前条に定める経費のうち、中小企業事業主が助成対象者に支給した額の2分の1以内とし、申請に基づき助成金を交付する。

2 前項の助成額は、助成対象者1人につき5万円を限度とし、助成額が千円に満たない場合は助成を行わない。また、助成対象者1人あたりの助成額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 同一事業主に対する助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする中小企業事業主は、助成対象者に旅費を支給した日の翌日から起算して2箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、ふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本社又は主たる事業所が所在する地域を所管する県民局長に提出しなければならない。ただし、当該申請書の提出が助成対象者に旅費を支給した日の翌日から起算して2箇月を超える場合に、特別な事情があると県民局長が認める場合はこの限りではない。

一 面接等選考旅費受領確認書(様式第2号)

二 学生証又は在学証明書の写し(新規学卒者に限る。)

三 運転免許証、住民票又は保険証の写しなど居住地が確認できる書類(UJIターン就職希望者に限る。)

四 その他県民局長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 県民局長は、前条の申請を受理した場合は、当該申請書に係る内容の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、当該申請に係る助成金の交付を決定したときは、ふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、また、不交付の決定をしたときは、ふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、前条の交付決定後、同条の交付を受けた中小企業事業主(以下「助成事業主」という。)が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(交付申請の不備の取り扱い)

第9条 県民局長は、第7条の交付の決定後に交付申請書等の不備による助成金の振込不能等があったときは、当該申請者に対して確認するとともに、期限を定めて交付申請書等の補正を求めるものとする。なお、当該申請者が県民局長からの求めに応じず交付申請書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請書類が取り下げられたものとみなすものとする。

(調査)

第10条 県民局長は、助成金の交付について、必要と認める場合は、中小企業事業主等関係

者から関係書類の提出を求め、また事情聴取、立入検査を行うことができる。

(不正受給に係る事業主への通知)

第11条 県民局長は、助成事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成事業主に対し、ふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金交付決定取消及び返還通知書(様式第5号)又はふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金交付決定取消及び返還通知書(一部返還)(様式第6号)により、それぞれ当該各号に掲げる額に係る交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させる旨の通知を行うものとする。

- 一 偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けた場合
- 二 当該事業主に交付されるべき助成金の額を超えて助成金の交付を受けた場合、当該交付されるべき額を超えて交付された部分の額

(事業の評価)

第12条 兵庫県(県民局)は、事業の実施結果について、検証及び評価を行うため、助成事業主に対し、助成対象者を採用したかどうかの採否の確認を行うものとし、当該助成事業主はこれに協力しなければならない。

(交付台帳の整備等)

第13条 県民局長は、助成金の交付又は不交付若しくは取り消しをした場合には、その都度、ふるさと企業就職促進事業面接旅費助成金交付台帳(様式第7号)に記載するとともに、交付申請書その他関係書類を、当該交付等の決定日の属する年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 助成金の交付を受けようとする中小企業事業主は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。